

第2回 運営協議会 ①

福祉有償運送と運営協議会

こんにちは。今回から数回にわたり運営協議会を取り上げていきます。

さて、改正により、道路運送法にボランティア移送の規定が加わりました(福祉有償運送)。これに伴い、今後、福祉有償運送として活動を行う移送サービス団体は福祉有償運送の登録を行うことになりました。そして、この登録の重要なポイントとなるのが、運営協議会です。では、まず運営協議会のしくみからみていきましょう。

運営協議会の役割

運営協議会は、地域の福祉有償運送について、関係者間の意見調整を行う場です。市町村長等が主催し、原則として各市町村ごとに設置されます(複数の市町村にまたがって設置される場合もあります)。

地域に福祉有償運送の登録を希望する団体がある場合、運営協議会は、

- ・この地域に福祉有償運送が必要か？
- ・登録を希望する団体の活動は、福祉有償運送としてふさわしいか？

を話し合います。その結果、「福祉有償運送が必要である」「福祉有償運送としてふさわしい」という結論に達すると、これを運営協議会での『合意』といいます。

運営協議会のメンバー

運営協議会の主なメンバーは、次のような人たちです。

- ・市町村長等
- ・住民、福祉有償運送の利用者

- ・タクシー会社およびタクシー会社が組織する団体の関係者
- ・地方運輸支局長
- ・タクシー運転者が組織する団体の関係者
- ・その地域ですでに福祉有償運送を行っているNPOの関係者
- ・その他(学識経験者など)

運営協議会は、なぜ重要？

では、どうしてこの運営協議会が福祉有償運送の登録に重要となるのでしょうか。それは、登録には、あらかじめ運営協議会による登録についての「お墨付き」が必要になるからです。

「お墨付き」とは、『運営協議会での合意を証明する書類』のことです。この書類は、登録を希望する団体に対して、運営協議会での『合意』が成立した場合に発行されるものです。

重要なのは、この書類が登録申請に絶対必要だということです。つまり、運営協議会から「お墨付き」をもらわなければ、どんなに登録したくても登録することができないのです。

「お墨付き」は入手困難！？

このように、運営協議会は「お墨付き」を発行する機関であるために、どうしても登録の重要ポイントとなってきます。また、この「お墨付き」は、そう簡単に手に入るものではありません。今回は、なぜ「お墨付き」が入手困難なのかをお話する予定です。

今回は…

運営協議会 ②